

トレンド提言

解散、総選挙から学ぶこと

安倍首相は9月28日、唐突に衆議院を解散した。これにより10月22日総選挙が施行された。

主権者として、この間の動きについて問題点を整理してみたい。

○衆議院の解散について

衆議院の解散とは衆議院議員の地位を任期（4年）満了以前に失わしめること（45条）

そして解散が行われれば新たに総選挙が行われることとなる（54条）

この制度の目的は、総選挙によって国民の意思を問ひ、衆議院に国民の意思を反映させることにある。

[問題点]

- ・ 解散に大義があったかどうか。国権の最高機関の一員である議員を失職させてまで総選挙によって国民の意思を問わなければならない理由、根拠があったか否かである。「解散権」の濫用を抑制するための制度論議（英国では実現した）も必要となろう
- ・ 失職した議員は再選をめざす者が多い。政党政治の今日、当選するためには「思想、信条」を変えてまで大きな政党に所属することもある。無所属では選挙資金確保が困難、政見放送もできないからだ。
- ・ 選挙には多大な費用がかかる。国費だけでも635億円。予備費から支出したという。候補者にとっては供託金（小選挙区300万円、比例300万円）が最低限必要となる。被選挙権（25才）があっても誰でも立候補できるわけではないのが現状だ。
- ・ どのような場合に解散は行われるのか。
憲法は69条に次のように定めている。
「内閣は衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。」

[問題点]

- ・衆議院の解散については69条所定の場合に限られるとする説と、それに限られないとする説とがある。

今回の解散は不信任案が可決されたり、信任案が否決されたわけでもない。俗に「7条解散」といわれるものであった。

7条3項には天皇の国事に関する行為として定められている。

俗に解散権は首相の専権事項といわれているが、憲法上には定めはないのである。

- ・解散は何のために行われたのか

通常国会終了後、野党は「森友問題」「加計学園問題」の疑惑解明等のため臨時国会の開催要求を続けていた。53条には「いずれかの議院の総議員の1/4以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなければならない」と定められているからである。ところが政府は臨時国会開催時期の定めがないことを理由に開催に応じなかった。

- ・臨時国会は9月25日開会された。そこでは野党や世論が期待した懸念事項の審議は全く行われず、開会冒頭に解散が行われたのであった。
- ・今回の解散について各紙は「大義なき解散」「森友・加計学園問題隠し解散」などと報じた。

○選挙について

- ・選挙は「政権を争う」と位置づけられ、「安倍政権打倒」を掲げる政党が多かった。中には「安倍政権の出来ないことを実現する」をスローガンに掲げる政党もあったが、注目すべきは安倍政権の憲法第9条改正案より戦争の可能な改正にしようとするラジカルな企みが隠されているのではないかとということだ。ネオナチ的勢力は日本にも台頭しはじめたのではないかと懸念する。
- ・権力・権益志向を強くする政治家は古今東西変わらない。
- ・民よりも党、党よりも己れのために国会議員という職業を選ぶものも多かった。
- ・二世三世議員も多い。自民党の場合83人、獲得議席の29%にあたる。立憲は4人。初めて政治家を志そうとする人との間には地盤・看板・カバン（財力）において大きな格差がある。イコールフットィングの競争は期待できない。この問題は古くして新しい問題で、その背景には有権者、後援会の責任もある。
- ・総選挙は政権を競うものだと政治家は強調した。各党は一応政策を掲げた。しかしこの政策を比較吟味するには専門家でも相当な時間を要する。ましてや

一般国民にとっては少なくとも半年～1年は必要となろう。米国大統領選では1年以上の政策論争が国民との対話型で行われている。

今回のような唐突な解散、総選挙では不十分極まると言えよう。

ちなみに政策策定も間に合わず政党責任者たる者も特定できない無責任政党も出現し、一定の議員を当選させた。これほど主権者を無視した選挙はない。

- ・ 現行の選挙制度（小選挙区・比例代表制）による矛盾も露呈した。

<得票数と議席数>

自民党は289選挙区で2672万票獲得（得票率48%）議席数は218（75%）

比例区（全176議席）では自民1854万票（得票率33%）で66議席

立憲1107万票（得票率20%）で37議席

また、得票数10万以上での落選者、5万台でも当選した人もいる。

選挙区で得票数の多い落選者

1	高木 宏寿（自民）	11万8961票	北海道3区
2	今津 寛（自民）	11万3851票	北海道6区
3	鎌田 さゆり（無所属）	11万243票	宮 城2区

選挙区で得票数の少ない当選者

1	阿部 俊子（自民）	5万9488票	岡山3区
2	本田 太郎（自民）	6万277票	京都5区
3	赤嶺 政賢（共産）	6万605票	沖縄1区

党派別当選者の内訳

	公示前		小選挙区					比例区					
	計	前	元	新	女性	計	前	元	新	女性	復活当選		
自 民	284	284	218	208	1	9	14	66	52	4	10	8	44
立 憲	55	15	18	13	2	3	5	37	3	14	20	7	28
希 望	50	57	18	14	3	1	1	32	17	7	8	1	29
公 明	29	34	8	8	0	0	0	21	19	0	2	4	0
共 産	12	21	1	1	0	0	0	11	11	0	0	3	4
維 新	11	14	3	3	0	0	0	8	5	1	2	1	8
社 民	2	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
こころ	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0
諸 派	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無所属	22	38	22	21	0	1	3	-	-	-	-	-	-
計	465		289	269	6	14	23	176	108	26	42	24	114

定数10減。当選者には追加公認を含む（自民3人、立憲1人）。「公示前」は、解散後の党派異動を含む前職数

得票率 53.68% (9 府県で戦後最低)

日本人の国民性はAかBかの択一を求める制度がふさわしいのか、あらためて疑問を感じる。

- ・ 民主主義を否定する人はいないとみられるが、戦後70余年を経て先進諸国においても民主主義という理念の実現は遠のいているのではないだろうか。後退していることは現実だ。選挙の機会にあらためて民主主義とは何か、スローガン倒れにしないためにはどうすればよいのかを国民1人1人が考え、行動しなければならないと思う。